

○事務連絡会規程

昭和36年7月1日

達第354号

改正 昭和41年4月1日達第493号

昭和45年4月1日達第556号

昭和51年5月31日達第661号

昭和57年6月28日達第743号

昭和62年5月27日達第801号

事務連絡会規程

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に事務連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(構成)

第2条 連絡会は、理事長、理事（非常勤の理事を除く。）、監事（非常勤の監事を除く。）ならびに本部の部長、次長および課長、参事、考査役、調査役および東京支所の支所長、課長をもって構成する。

2 課長が事故のため出席できないときは、あらかじめ課長が指名した当該課の職員が出席する。

(会長の出席)

第3条 会長は、いつでも連絡会に出席することができる。

(開催の日)

第4条 連絡会は毎週1回別に定める日に開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

(会議の招集等)

第5条 連絡会の会議は、理事長（理事長に事故があるときは理事長の指名した理事）が招集し、その議長となる。

(連絡会の職務)

第6条 連絡会は、各部および各課の事務につき相互に報告し、事務の執行方法等につき協議する。

2 前項に規定する事項のほか本会の業務運営に関する特定事項につき研究協議することができる。

(連絡会の庶務)

第7条 連絡会の庶務は、総務部庶務課が担当する。

附 則（昭和41年4月1日達第493号）

この改正規定は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日達第556号）

この改正規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月31日達第661号）

この改正規程は，昭和51年5月31日から施行し，昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年6月28日達第743号）

この改正規程は，昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月27日達第801号）

この規程は，昭和62年5月27日から施行し，昭和62年4月1日から適用する。